

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの4年間

2. 内容

目標

労働基準法に基づく産前産後休業や、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産一時金や育児休業中の社会保険料免除制度等の周知をし、対象となる従業員と家族が健全に生活できるようサポートする。

対策

- 令和2年4月～ 法に基づく諸制度について確認する。
- 令和2年10月～ 法改正に伴う諸制度の変更点を把握し、対応して就業規則や社内規定の変更案を作成する。
- 令和2年11月～ 法改正に伴う就業規則や社内規定の変更を決定する。
- 令和2年12月～ 就業規則や社内規定の変更を周知する。
- 令和2年～ 上記2.の対象となる従業員に周知、説明、質問に回答する機会を都度つくる。

以上